

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成二十二年十一月二十五日から平成二十二年十二月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月二十五日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	上東之面	区画整理事業	福山市役所北部支所
福山市	風呂	区画整理事業	福山市役所北部支所
福山市	下本郷	区画整理事業	福山市役所北部支所